

呉市教育委員会会議録
(平成28年11月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成28年11月24日定例会

- 1 開催日時 平成28年11月24日(木) 15:00開会
15:18閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 船尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 細川司
教育部参事補 上垣内信治
教育総務課長 清水和彦
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 多幾山晃年
学校安全課長 小川聡
呉高等学校事務長 荒木重雄
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 5 傍聴者 1人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第32号 平成27年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について
- (4) 教議第34号 臨時代理の承認について（平成28年度教育費補正予算）
- (5) 報告第33号 住民訴訟の応訴について

(15:00)

教 育 長 これより11月定例教育委員会会議を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

追原課長補佐 (平成28年10月18日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4及び日程第5については、議会に諮る案
件のため、非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第32号 平成27年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第32号「平成27年度定期監査の結果改善又は検
討を要望する事項の措置について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清 水 課 長 報告第32号「平成27年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措
置について」御説明いたします。

平成27年度定期監査の結果、教育委員会分の指摘内容として5件ございました。
それでは資料の1ページを御覧ください。

教育総務課に関するものでございます。

特殊勤務手当の支給について、危険作業手当とすべきところを誤って収納業
務等職員手当として支給したため、過払金が生じ、職員特殊勤務手当支給条例
及び同施行規則に基づき、適正な事務処理をされたいとの指摘がございました。

本件は庶務事務システムへの入力ミスに気づかず、異なった手当を支給したた
め過払金が生じたものでございまして、監査指摘後、過払金を翌月の給与から差
し引きました。

今後は、複数の職員で学校から提出された書類と庶務事務システムで作成した
帳票を十分精査することにより、適正な事務処理を行ってまいります。

次に2ページをお願いいたします。

学校施設課の給食調理等業務委託に関するものでございます。

①は白岳小学校給食調理等業務委託について、仕様書に定められております
「事業従事者選任届」に添付すべき業務責任者等が正社員であることが分かる
書類が提出されていなかったとの指摘を受けたもので、監査指摘後、直ちに該
当の書類を提出させました。

②は呉市立中学校給食調理等業務について、呉市業務委託単価契約約款第4条
の2に規定されております、業務の一部を第三者へ委託するための通知に記載

された委託先名称が再委託先の加盟する企業組合名となっていたとの指摘であり、監査指摘後、正当な委託先の企業名を記載した書類を提出させております。今後は適正に事務処理を行うよう、職員に周知いたしたところでございます。次に、資料の3ページをお願いいたします。

学校教育課に関するものでございます。

呉市教育委員会公印規則第6条に、公印の押印を必要とする文書のうち、教育委員会が必要と認めるものに限り、公印の印影を印刷することができることと規定されておりますけれども、賞状の印刷に当たって、規則に基づく教育総務課長への申請が行われていなかったとの指摘を受けたもので、監査指摘後、教育総務課長に申請を行い、承認を得ております。

次に、4ページをお願いいたします。

呉高等学校に関するもの2件でございます。

まず、(1)ですが、呉高等学校埋設白ガス管修繕におきまして、業者選定を行う指名業者審査伺いが、部長決裁によるべきところを事務長決裁となっていたとの指摘を受けたものであり、監査指摘後、直ちに部長決裁を受けております。

5ページをお願いいたします。

(2)は、学校じん芥等収集業務委託契約解除に係る違約金について、私債権を管理するための台帳が整備されていないとの指摘があったもので、監査指摘後、呉市私債権の管理に関する条例第5条に基づく債権管理台帳を整備いたしました。

内容は、以上でございます。

なお、これらの指摘事項及び処理状況につきましては、地方自治法第199条第12項の規定により、監査委員から公表される予定となっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第3の報告第32号「平成27年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。

教議第34号 臨時代理の承認について（平成28年度教育費補正予算）

(15:07)

教 育 長 日程第4の教議第34号「臨時代理の承認について（平成28年度教育費補正予算）」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清 水 課 長 教議第34号「臨時代理の承認（平成28年度教育費補正予算）について」御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

教育委員会の歳入歳出予算の補正に係る市長への意見申し出につきまして、

「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、委員会に報告し承認を求めるものでございます。

8、9ページを御覧ください。学校施設課の「和庄中学校体育館建設及び東畑中学校校舎建設について」、国の平成28年度補正予算を活用するため、関連予算を一旦減額しまして、改めて補正予算として計上するものでございます。

まず、減額分から御説明いたしますので、資料の8ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたしますので、下段の表を御覧ください。まず、和庄中学校建設事業ですが、補正前5億910万円に対しまして、補正要求額は4億6,820万円の減額でございます。内訳は、表の右側になりますが、和庄中学校体育館改築工事の中の、下線を引いております部分ですが、実施設計再計算に伴う委託料190万円、改築・解体の工事請負費4億6千万円、備品購入費630万円でございます。

次に、東畑中学校建設事業ですが、補正前5億3千万円に対しまして、同額を全額減額要求いたします。内容は、下線を引いております東畑中学校校舎改築の工事請負費5億3千万円でございます。

歳出合計では、補正前10億3,910万円に対しまして、9億9,820万円の減額、補正後は4,090万円となるものでございます。

次に歳入を御説明いたしますので、上側の表を御覧ください。

国庫負担金、和庄中学校整備でございますが、補正前の1,041万円を全額減額いたします。これは、和庄中学校体育館の増築にかかるものでございます。その下の、国庫補助金、和庄中学校整備は、補正前4,921万1千円を全額減額いたします。これは、和庄中学校体育館の改築に係るものでございます。次に、東畑中学校整備は、補正前8,477万5千円を全額減額いたします。これは、東畑中学校校舎の改築に係るものでございます。

国庫支出金の合計は、補正前1億4,439万6千円に対しまして、これを全額減額し、補正後は0となるものです。

次に、市債でございますが、まず、和庄中学校建設事業は、補正前3億6,070万円に対しまして、和庄中学校体育館改築工事分3億2,120万円を減額いたします。次に、東畑中学校建設事業は、補正前3億5,890万円を全額減額いたします。

市債の合計は、補正前7億1,960万円に対しまして、6億8,010万円の減額、補正後は3,950万円となるものでございます。

歳入合計では、補正前8億6,399万6千円に対しまして、8億2,449万6千円の減額、補正後は3,950万円となるものでございます。減額補正予算に関する説明は、以上でございます。

続きまして、新たに計上する補正予算について御説明いたしますので、資料の9ページをお願いします。

歳出から説明いたしますので、下段の表を御覧ください。まず、和庄中学校建設事業ですが、補正前4,090万円に対しまして、和庄中学校既存体育館の解体工事分2,700万円を増額要求いたします。次に、東畑中学校建設事業ですが、東畑中学校校舎改築工事費5億3千万円を増額要求いたします。

歳出合計では、補正前4,090万円に対しまして、5億5,700万円の増額、補正後

は5億9,790万円となるものでございます。

次に歳入を御説明いたしますので、上側の表を御覧ください。

国庫補助金、和庄中学校整備は、和庄中学校既存体育館の解体分316万2千円、東畑中学校整備は、東畑中学校校舎改築分1億57万5千円の増額要求で、補正要求額の合計は、1億373万7千円となるものでございます。

次に市債でございますが、和庄中学校既存体育館の解体分2,380万円、東畑中学校校舎改築分4億2,930万円の増額要求で、補正要求額の合計は、4億5,310万円となるものでございます。

歳入合計では、補正前3,950万円に対しまして、5億5,683万7千円の増額、補正後は5億9,633万7千円となるものでございます。増額補正予算に関する説明は、以上でございます。

最後に、一番下の繰越明許費の欄を御覧ください。

このたび補正要求した歳入・歳出予算につきましては、翌年度への繰越要求をいたします。

補正予算に関する説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいまの事務局からの説明に対して、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第33号 住民訴訟の応訴について

教 育 長 次に、日程第5の報告第33号「住民訴訟の応訴について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

多 幾 山 課 長 それでは、報告第33号住民訴訟の応訴について、御説明いたします。11ページを御覧ください。

平成28年10月13日付けで、呉市及び呉市長を被告として、教科書の採択過程における書類に誤記等が存在した教師用教科書等の購入代金及び当該採択に係る選定委員への報償費の支出は違法であるとして、教科書採択に係る公金支出の返還請求などを求める住民訴訟が提訴されましたので、これに応訴するものです。

原告については、3に記述してあるとおりです。

5事件の概要を御覧ください。

原告から提出された訴状の趣旨でございますが、3点ございます。

1点目は、平成28年度に呉市立中学校で使用する教科書（歴史的分野及び公民的分野）に係る採択過程に違法性があり、当該採択に係る教師用教科書の購入代金の支出は違法であること。

2点目、選定委員の委嘱についても呉市教科用図書採択に関する規程の恣意的濫用があることから、当該報償費の支出は違法であること。

3点目は、以上のことにより、金83万8,358円及び当該遅延損害金を呉市に支払うよう請求することを求めています。

なお、この応訴につきましては、今後、呉市顧問弁護士である松島道博さんと総務課法務グループと協議をしながら進めてまいります。

今後の予定ですが、平成29年1月4日までに答弁書を提出することにより、平成29年1月10日に第1回口頭弁論が行われます。

また、12月13日の文教企業委員会で行政報告をする予定になっております。

教 育 長 ただいまの事務局からの説明に対して、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

(15:18)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成28年11月24日定例会)